

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（ため池防災対策特別事業（ため池整備事業）椎尾池地区）を行うことについて令和7年6月6日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市農林水産課において令和7年6月27日から同年7月22日まで縦覧に供する。

令和7年6月20日

香川県知事 池 田 豊 人